

議長（米澤秋男君） 17番。

17番（一條 寛君） 県道の件についてでありますけれども、今町長からもいろいろお話ありましたけれども、地元の方々からも立木の伐採とか、その辺で協力してもいいというお話もありました。また、歩道については旭小学校から旭町営住宅の前ぐらいまではせめて何とかならないかと。少ない距離でありますけれども地元は地元でいろいろな知恵なり案も持っているようでもありますので、地元の皆さんの声を聞いていただいて、何か町として力になれることはないのかどうか真剣にお考えいただきたいと思います。

また、ジェネリック医薬品についてでありますけれども、患者さんがジェネリックでということは、お医者さんが非常に忙しい中で言い出しにくいという状況もあると思います。ですから保険者として町から医療機関に積極的にジェネリック医薬品の使用に協力できないかどうかという形を、今も徐々に働きかけていくというお話がありましたけれども、より強力をお願いできればというふうに思います。

そして、先ほどお話ししました筋力トレーニングで効果のあった茨城県の太陽村の件でありますけれども、ここは筑波大学との共同研究でやって、2年間で健康教室に通った方と通わなかった方の医療費の結果が出ております。健康教室の維持運営費を引きまして、通った方の医療費が2年間で4万6,000円、通わなかった方に比べて削減できたという結果も出ております。

そして、今筑波大学はその講師の方を中心に福祉ベンチャービジネスを立ち上げまして、福祉ベンチャー企業筑波ウェルネスリサーチという会社を設立して、自治体などの健康推進事業の実践を支援しているということですので、この辺も参考にしながら、これは学術的にも実証されたことですので、この辺のことも研究していただき活用できないものかどうかということをお伺いしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） まず道路の件でございますが、そういう御意見があれば、あるいは考え方があれば地元と相談して、本来は民有林でありますから所有者をお願いをして伐採をしていただくというのが筋だと思うので、その辺もお話し合いをさせていただきます。

それから、地元民の声をお伺いをするということですが、いかんせん県道でありますのでいろいろ財政事情もあって、町がしますよと言えば大変いいのかもしれませんが、なかなか難しい状態であります。しかし、そういう中で宮崎地区は10年以上も死亡事故ゼロで推移をしているというのは大変なことですので、お互いに安全に注意をしながら、現場を熟知して運転していただくというのが非常に確かな安全対策だと思います。

また、私がかっと心配してますのが「ゆ～らんど」に行くところの旭小学校、旭地区の公民館のところから大変急坂な下りが続いておりまして、あの辺も本当はもっと改良していかなければならないと思ってますので、引き続きいろいろな形で要望してまいりたいと思います。

それから、ジェネリック医薬品についてはお医者さんが同意をしなければならないということもあるし、お医者さんあるいは調剤薬局にとっての収入の関係も少しあるのではないかと。これは想像の域を脱してないわけでありますが、そういう観点からなかなか広がりを見せていないのだと思いますので、もっともっと認識を深めて、医師会の先生方にも機会をとらえてどうなんですか、ということのお伺いを立ててみたいと思います。

それから、健康教室であります。現在もうお医者さんにかかっている方は、それ以上悪くならないようにということで、きちっと医療を続けなければならないわけですが、現在健康な方がそうならないようにということでの健康対策でありますので、いろいろな機関に御協力をいただきながら、健康教室等々、あるいは各御家庭からいろいろな教室に参加しやすい条件をつくるということが大事だと思うんです。元気でいつも外で運動してくださっている先輩の皆さんはさして問題はないのだろうと。なかなかお呼びかけしてもそういうテーブルについていただけない、あるいはその場に参加をしていただけない方をどう輪に引き込むかということが大変大事であります。それは町だけの役割ではなくて、地域の方々にもお願いをして一緒に参加をしてもらおうということの意識づけといえますか、そういうことが大事だろうと。そして、必ずしも体育館に来なければならないということではなくて、地元でいろいろ健康づくりのための運動を展開するということが大事であります。そのためにはマンパワーが必要であります。先ほど来、議論されておりますようにスポーツの観点から、あるいは体力づくり、健康づくりの観点からいろいろな団体の協力をいただきながら方策に努めてまいりたいと思いますので、努力をしますので御理解をいただきたいと思えます。

以上であります。

議長（米澤秋男君） 以上をもちまして17番一條 寛君の一般質問は終了いたしました。

次に、通告4番、13番佐藤澄男君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔13番 佐藤澄男君 登壇〕

13番（佐藤澄男君） 一般質問の許可をいただきました。

まず質問に入る前に、去る6日、秋篠宮妃殿下紀子様におかれましては、帝王切開の手術の末、無事男児親王様を御出産なされました。本日、命名の儀があるということですが、この上ない御慶事であり国民の一人としてお喜びを申し上げますとともに、親王殿下のお健やかな御成長を心より御祈念申し上げたいと存ずるものであります。

さて、質問、通告に従って本題に入らせていただきます。

余り数字的なことは得意でないわけですが、事ここに至りまして非常に町民の関心事ということになってまいりましたものですから、財政問題についての御質問をさせていただきたいと思えます。

去る7月17日でございましたか、議員全員協議会において加美町の財政計画というのが提示されました。これまで財政計画というものは議会に対する議決要件でもございませんでしたものですから、取り立てて予算・決算の折に健全性を伺う、そういうことはあったにしても、こういう形で具体的な数字を挙げての問いかけといたしますか、問題提起をされたのは初めてであるというふうに記憶をしておりますけれども、この中で25ページにわたる地方財政にかかわる非常に細かな分析がなされておりますし、これから改善しなければならないそのための基本的な問題、あるいは計画の期間、その構成、試算に当たっての前提条件、計画の内容というようなことで、財政当局からすれば非常に正直に分析をされたものだ、という面では評価をしたいと思いますが、これ裏返せば大変財政が逼迫して、全町民に向けて呼びかけをしながら展開をしていかなければ財政再建というのが大変なんだという危機感のあらわれだというふうに受けとめているところでもございます。

考えてみますと、平成15年4月に合併をいたしまして加美町が誕生したわけでありまして、それ以前から合併の協議において議論したことは、これまで各町特色あるまちづくりを進めてきた中で地方分権がどんどんどんどん進んでいく。このことは行き着く先、自分たちの特色といってもなかなか出し得ない、財政的な問題がその底にあるのだらうということで私たちは合併を選択したわけでありまして。その際、建設計画に基づく財政計画も立てた記憶があるわけでありまして、3年この方でこういう状況に至ったということは私自身大変驚きでございまして、町民の皆さん方も合併をして、多分その心配がないということの一つの安心としてこの3年来たんだらうと思っておりますけれども、それがこういう形。そして、また8月30日の河北新報の記事。こういったものが出るに及びまして町民の間では非常に財政に対する不安感、あるいはこれからの町の事業はどうなるんだらうといったものが、町民の心の中に大きく宿りつつあるのではないだらうかと考えるわけでありまして。

起債の実質公債費比率ということが河北新報で取り上げられました。私も目に新しかったんですけれども、ことしから総務省が初めて取り入れた指数ということであります。自治体収入に対する借金返済額の比率を示すもので、従来の起債制限比率には反映されなかった一般会計から特別会計への繰出金なども含まれ、自治体の財政実態をより正確に把握できるんだということで総務省が出した数値であります。この数値が18%以上になると許可が必要となり、自治体の裁量では借金ができないんだという解説もあるわけでありまして。この河北の記事の県内版を見ていったところ、県内の平均は15.3%であるという大きな見出しであります。その中を追

っていきますと許可団体となったのは、いわゆる18%を超えたのは村田町の23.1%、柴田町21.5%、大河原町が20.7%、その後に我が加美町が20.6%と続いておりまして、以下大崎市、仙台市、角田市と、この7市町が実質公債費比率の許可が必要な団体とされた、ということでありまして。実際その許

可というのはどういう制度かわからないところもあるわけでありまして、いずれにいたしましてもこれまでやってきたまちづくりの方向性に少なからぬ影響を与えはしないかという心配があるわけでありまして、この背景、これに至ったことについて質問をさせていただいたところであります。

また、その後9月5日の読売新聞、町長も町政懇談会の折にこの例を引いて説明をされていたようでありますけれども、いわゆる合併をしたことによって加美町が借金、もっと正確に言いますと合併に向けた施設整備費用を公債で賄うなどもともと借金体質だった加美町や……そのほかいろいろ町の事情があるんだという記事でありますけれども、私は必ずしもともと借金体質だったということにはならないのではないだろうかと思っているんですが、いずれにいたしましてもこういうことで、そのほかテレビなどによって自治体の財政事情についての報道があった旨、私、直接その番組を見ていなかったわけでありまして、それを見た人たちの声なども寄せられているところであります。

いずれにいたしましても町が示しました財政計画、総務省速報に見る実質公債費比率20.6%という現状にかんがみまして、加美町の財政状況は極めて容易ならざる現状にあると、そういうふうに認識をしたところでありまして、ただいま申し上げましたように町民の関心や不安の声も少なからずあるわけでありまして、この際具体的に以下3点についてお尋ねをしたいということでありまして。

この現状でありますけれども、財政計画の4ページに書いてあるとおり、このままの現状では国が進めている三位一体改革の影響等により平成20年度には本町財政が破綻し、その後財政再建団体に転落するおそれがあります。この事態に至った原因というのはどこにあると認識されているのか、まずその認識をお伺いしたいということでありまして。

続きまして、現状を踏まえた改善策についてであります。みずから大変な状況だと思われるのであれば、直ちに対策等について庁内でも指示があったんだろうと思いますけれども、中長期的に計画を実施、実践していく上での具体的なプロセスをお示しいただきたいということでありまして。

3番目は、この計画書でも述べているんですけれども、その際に投資的経費の縮減というのは避けて通れないことであると言っております。現に計画では投資的経費、大体年15億円ぐらいに抑えていくという方針を示されているようでありますが、そうした場合、庁舎問題というのが今町民の間でも話題になっているわけでありまして、この計画でいきますと24年と25年に建設をするという想定での計画を立てておられるようであります。新庁舎検討委員会の答申はあったようでありますけれども、議会において調査特別委員会が継続中もございます。引き続き調査中ではありますけれども、この財政計画と庁舎の建設というのは非常に密接な関係が出てきているんだろうと思われまして。そうした中で建設については聖域化されるものなのかどうか。どういう財政事情であっても庁舎はこの際建設すべきだと、あるいは逆に特別なものとして考えておられるものかということについてお尋ねをしたいわけでありまして。

いずれにいたしましてもここに至りまして本当に加美町の財政についてのニュースソースが非常に高くなっている折であります。町長の明快なお答えをいただいて、この計画の共有化が本当にできるようにしたいと願っているわけでありますので、以上、具体的に3点挙げましたけれども、これらについてお答えをいただきたいと思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

〔町長 星 明朗君 登壇〕

町長（星 明朗君） 佐藤議員から3点まとめて御質問いただきました。その前に実質公債費比率の報道について説明を申し上げたいと思います。

町政懇談会にも御出席をいただいて、私の話を聞いていただいておりますので御理解をいただいていると思いますが、今回の初めての国の計算の仕方で今御質問にありましたように、一部事務組合への償還とか公営企業債等々も含めた部分で、しかも3カ年の平均で数値を出したということでありまして、新聞報道はまさにそのとおりであります。実は3年間というのは15、16、17年度の3年間の平均でございます。この計算の仕方には落とし穴があるのではないかと。仙台市もそういう方向で数字は具体的なものが出なかつたんです。仙台市を初め三つの市で実質公債費比率が高くなったと。聞き及びますところ仙台市も繰り上げ償還をしているんです。ですから、ある年度の公債費という予算項目の数値がどんと上がったんです。それで、3年平均ですから単年度で非常に比率が上がってます。加美町もそうでありました。平成16年度に平成7年、8年度に減税補てん債としてお借りをした3億2,610万円を繰り上げ償還しているんです。これは合併前の各町の減税補てん債なんです。このときが上がってしまいましたので、単年度の16年度は23%に上っております。それを3年間平均しますと残念ながら20.3%になったと。本来、計算の仕方としては繰り上げ償還分を引かなければならないわけです。それを単純に計算をした結果こうなりました。しかし、それを引いても我が町は19.2%になりますから、当然県平均より高い数字でありますから御質問のとおりでございます。

それで、まず質問の第1点であります。先ほど御質問の中で3年でこのような状態に至ったということでありましたが、それは当たらないのではないかと思います。まだ3年しかたっていないんです。しかも合併後借り入れたものについては、まだ償還をしてない。1年か2年しか償還してない。ということになれば合併以前のそれぞれの町の公債費、いわゆる地方債が現在に至っているということで解釈をいただきたい。原因はそういうことだと思います。

それで、私も少し慚然たる思いだったんでありますが、読売新聞の「もともと借金体質であった加美町」という表現は少しおかしいといいますが、どういう気持ちで書かれたのか書いた方にしかわからないわけですが、町政懇談会でも御説明申し上げてますように、合併特例債でありますとか過疎債でありますと

か、国が優遇措置として用意されたもので地域づくりをした。そういうところで許可をいただいて、いろいろな政策を展開してきたこと自体をとらえられて「もともと借金体質だ」と表現されるのは非常に残念であります。

そして、そのことについては、むしろ借金体質でない自治体は一体どこにあるだろうかと。宮城県でいったら女川とか、あるいは庁舎を自前の貯金で建設した富谷町、公債費比率ではもう1けた、女川町は2.何%でありましたから、そういう町しかないのだろうと。もともと借金をしなければ、公債費いわゆる地方債に頼らなければ地域づくりは困難であると。そういう制度で地方債制度というのができているんだといっても過言ではないと思うんですが、しかし、だからといってそれをどンドンドンドン使って、いわゆる夕張市のようなことになっては大変なので、いわゆる長期的な財政計画を立てて、そして狭い範囲を見るのではなくて、10年間なら10年間というスパンを見据えて財政運営をしていかなければならないだろうという思いで財政計画を非常に厳しい目で、そして現在の経済情勢を踏まえたものとして財政計画を策定したということでございます。原因はどこにあるかというのは、これまでの過去10年、あるいは15年間の積み重ねが現在に至っているということで御認識いただきたいと。

それで、ある数字がございます。17年度の決算で今回認定をいただくわけですが、いわゆる借入額と償還額の各会計のトータルを試みました。一般会計並びに特別会計の中で雁原工業団地等の単年度での繰り入れ償還を除きまして、17年度の決算で債務負担行為等々は入れないで、45億 2,430万円の借入額に対して償還額が39億 5,858万円であります。差が5億 6,572万円、この平均でいくと毎年5億円ずつふえていくという計算になります。ですからこの数字をどう抑えていくかと。償還は当然しなければなりませんから新たな公債、地方債をどう抑制をするか。言い換えれば新規事業をどう抑制していくかということになるかと思えます。とりあえず財政計画を立てて単年度ごとの計画をお出しいたしましたけれども、その年々の予算編成に当たって総括をしながら、新たな事業をどう進めるかということについて相当きちとした考え方を持たないと難しいのだろうと思えます。

ただ一方、前倒しに繰り上げ償還なども進めながら、できるだけ身軽にしていくということも大切だと思います。ただ、ある部分から考えますと現在超低金利時代でございます。必ず実施をしなければならない事業があるとすれば、景気が好転して金利が上昇したときに事業をやるか、現在の超低金利時代にどうしても実現をしなければならないものについては前倒しでやることも必要なのではないかと、全般的な視野に立ってこれからの財政運営をしていかなければならないだろうと思っております。財政計画樹立について、これまでを2番までのお答えとさせていただきます。

それから、3番目の庁舎建設での御質問の趣旨は、聖域化ということか、ということですが、決して聖域ではあるとは考えておりません。しかし、議会の御議決もいただきながら庁舎建設検討委員会を組織

し、議員の代表も出ていただいて、ことしの3月の初旬にいわゆる私からお願いした諮問に対して答申をいただいております。その中では建設は是とすべきであるということでありまして。そして、合併特例債の期限内で建設をすべしということでありまして、これは私からお願いして答えていただいたものでありますので、そのことについては重く受けとめさせていただきたいと、そう思っております。

ただ財源の見通し等々を立てながら、建設時期についても考えていかなければならないだろうと思っております。

私からは以上であります。

議長（米澤秋男君） 13番。

13番（佐藤澄男君） 町長から御丁寧な御答弁をいただきました。今すぐ降ってきた話ではないと。当然の話でありまして、それは合併協議をしている時代から、このまま行ったらどうなるんだろうというシミュレーション、あるいはそれに対する厳しい財政の裏づけがなければ難しいということを経験した記憶があるわけでありまして、建設計画を持って合併に賛成したということになるわけでありまして、当然その事業をするのが当たり前だと考えるわけでありまして、原因は10年ぐらい前の各町の財政事情が今出てきたんだということとでくくりで言われれば、ああ、そういうこともあったのかとは思いますが、新しい町になったわけですから、この事業については早くやらなければならない、この事業についてはもう少し財政の裏づけができてからやっても遅くはないんだというような優先順位の問題が非常に求められて、今までもそうだったと思うんですが、これからは当然そうなるんだろうと思います。

そういう意味で建設計画、ことしから発展総合計画ということで10年計画がスタートしているわけでありまして、当然それには財政の裏づけ、つまり起債にしても有利な交付税措置のある起債が適用となっているわけでありまして、中には計画よりも優先するようなこともあったのかなという感じもするわけです。この数字が出たことによって町長はいろいろな理由があると先ほど答弁をされました。3年しかたっていないという見方をすれば、確かにそのとおりかもしれませんが、この流れをいち早く正常な形に戻す方法というのも大事なことになるんだろうと思うんです。

例えてはちょっと変な話なんですけど、合併をしなかったお隣の色麻町の例などを見ても、決して合併しなかったからよかったということではないと思うんですが、3ページに我が町の財政事情を示すレーダーチャートなるものがあるんですが、これを見るとめちゃくちゃな話になってしまうので、恐らくこれが17年度になればもっと変な形になっているのかなという不安もあるんですが、意外と色麻町のグラフはそこまでいってない形なんです。そうしますと、これどういうふうに考えればいいのかというのは、要するに総体のお金がなければ金が回らないわけですから仕事の量は絶対少ないわけでありまして、それが町民に対するサービスの面で加美町よりすぐれているとは決して言えない状況だとは思いますが、

事財政の健全化という形に示しますと、何だや加美町で合併したといってもこういう形じゃないかと。おらほがずうっといいんだみたいな色麻町の言い分というのも出てくるのかなと思うんです。言うなれば合併をして2万8,000人、大きい小さいかわかりませんが、少なくとも合併しなかった町からそういう面で指摘されるのもちょっと悔しい話でもありますし、財政の運用面においても海戦に例えれば戦艦と巡洋艦がついていくわけですけども、色麻町などは小さい巡洋艦みたいに小回りがきくというか、合併しなかったゆえにこういう問題に対する対応が早く行き渡るといことになるのかなと。それに負けずに戦艦であっても、我が加美町はこういった大きな町になってもそういう面でも気配りのきく、あるいは小回りのきく対応が財政面でもできるように持っていかないと、これからの財政運営、財政というのは我々が夢見ているいろいろな……必ずしも建物だけではない、きょうも質問がありました福祉の問題等々においてもお金のかかる時代でありますから、そういったものに対する方向性というものをきちっと持ってやっていただかなければならないんだらうと思います。

そういう意味では、財政問題について庁内での具体的なプロセスの面でまだ答弁がちょっと足りないのかなと感じたんですけども、行政改革大綱というのが出ました。それで、その細則、目標値を決めてやろうというところまで行ってるわけです。しかし、考えてみますと財政担当というのは課内においては企画財政課です。行政改革推進室は総務課の管轄ということで課が分かれているからというよりも、肝心なことはその中でこれから進めていく、手をつけていく場合に行政改革と財政計画のすり合わせ、こういったものが非常に大事なことになっていくんだらうと思います。そういう意味で庁内において話し合いというか、計画を推進していく上での方向性というのは、どういうふうにとられているものかお尋ねをしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） まず、前段で御質問いただいたところでありますが、確かに合併の際の新町建設計画というものは、それぞれの旧町時代に盛り込んだものを時間もなかったせいもありますし、微妙に各町間のバランスということもありましたので、ほとんどの計画を一本にまとめた新町建設計画であったということは事実です。合併時の新町建設計画であります。それをもとに今進んでいるわけでありまして、財政計画もそれをもとにして10年間の計画を立てたということではありますが、まず合併協議をしている時代とわずか3年、4年しかたってないのでありますが、三位一体改革が本物として我々に覆いかぶさってきたということで、非常に財政的な環境の変化が自治体にもございました。それは、いわゆる交付税の問題とか補助金の一般財源化であります。それで、多少思いといいますか勝手に違ってきた部分もあるということとは、これはお含みおきをいただきたいと思います。

それから、加美町になって計画よりも優先したものがあつたと、あるいは計画になかったものが事業化されたということも事実であります。というのは、いわゆる耐震診断結果に基づいて急遽建設をしなければな



らなかった学校とか、そういうものについては急を要するものでありましたので建設計画の中にはなかったものもありましたし、長期的にもう少し後のものもありましたのですが、そういう状況も至っております、総合的に現在のような形になってきたというのも御理解をいただきたいと思います。

それから、お隣の色麻町の話がありました。よそさんのことは余りしゃべるべきではないのかもしれませんが、これも今始まったことではないような気がします。というのは色麻町において、これまでいろいろな事業を推進してきた中で大変大きかったのは公立加美病院と愛々童夢という福祉施設を建設した。それ以前は夜間照明のついた運動場建設とか、余り大きな建設事業はなかったように思います。ですから公債費比率などを見ましても非常にバランスが確かによろしいです。そのことは加美町とは随分違う状況であることは私も認めております。これは、ここ四、五年で出たことではなくて、我慢に我慢を重ねてきたのか、あるいは余り必要ないということで投資的な部分を行っていなかったのか、あるいは防衛庁関係の有利な助成事業で学校等の改築を進めてきたということが現在の姿になっているんだろうと思います。

小回りがきくかということですが、決して人口2万8,000人は 今、2万7,000人になってしまいましたけれども大きな町でもありませんし、当然小回りのきく財政運営をやっていかなければならないので、その辺はおくれをとらないようにサービスに重点を置きながらこれから進めてまいりたいと思っております。

それから、財政計画を立てる部署と行財政改革を行っている部署、もちろん総務課内の行政改革推進と、それから企画財政であります。もともと私たちが若いころは企画と財政は一緒にすべきでないということがありました。企画するのと財政が一緒だと思っておりますのでできてしまっ、暴走してしまうので別々にするんだという時代がありまして、中新田町の例で見ますと総務と財政、あるいは企画というのを別々にしたところもありましたけれども、現在は企画財政という形で全般を見渡しながら、事業も勘案をしながら財政運営をするという意味で企画財政になっているわけですが、それとは別に非常に思い切った改革を行うということで財政改革室を設けたわけでありまして、それらの横の連絡なり、あるいは補助金等の検討なり事務事業の見直しなりは、むしろ密接に連動せず独自に思い切った改革を進める方がいいのではないかと、余り現状にとらわれずに行うということで今進めております。 しながら全然連絡なしでばらばらということではございませんので、庁議あるいは町政会議、幹部会議等々で意見を交換しながら、あるいはプロジェクトチームをつくりながら、これからの財政運営を図っていくことにいたしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（米澤秋男君） 13番。

13番（佐藤澄男君） 計画にないものもあったということですが、考えてみれば日町時代にそれをしておけばそういうこともなかったということも含めて、これからの新町建設にどうあるべきかという視点

で考えたいと思うんです。その中でかつては企画と財政は別々の方がいいということでもあります。後ほど決算、あるいは補正予算のこともありますから後でもいいんですけども、企画財政課がこの計画を主幹としてつくったわけです。それで、この24ページ、最後のページですけども、計画の実施に向けてということで「次に示す事項について実施していく必要がある」ということでの訴えが書いてあるわけです。財政状況の認識について共有化を図ると。その中には町民、議会、職員等の理解と協力が不可欠なものであると。PRをしながら町民に財政状況の認識について共有化を図っていかなければならないんだと。至極当然のことですし、そうあってほしいと願うんですが、この数字が新聞紙上あるいはテレビで報道されたこともあるんですけども、「何でもここまで議会も構わないでおいたのかや」と率直な声ですけども届いております。そういうことも考えてみますと、我々議会側としても執行部との健全な緊張関係といいますが、健全な関係というものがなければいかなんということを私自身、今回の報道などを通じて感じたところです。何もかにも町長に頼めばしてもらえるんだというような概念、議会のあり方、こういったことも理解をしながら、これから進めてほしいと思うんであります。

後に譲ってもいいんですけども、企画財政課で担当した住民バスの問題があるんですけども、後ほどその折に話をした方がいいと思うんですけども、この財政が大変だ大変だというときに、計画がああいう形で出てくるというのはどういうことなのかと。つまり金がない、むだを省かなければならないという中で空き店舗を利用しなければならない。一般の町民にとっては、金がないというのであれば支所なり何なりを活用してやってもらった方がいいのではないのかと、これは町民の常識なんです。これが役場に行くと常識になってしまうようでは、この計画そのものが揺らぎかねない。そういう重大なものがそこに潜んではいやしないか、こういったことを懸念するものであります。

何はともあれこの事態に至ったということは、さまざまな要因があるということを確認いたしました。見通しの甘さということでもないかもしれませんが、こういったことが指摘されていることを執行部だけではなく我々議会も受けとめながら進めてまいらなければならないと思っております。

また、執行機関と議会の健全性、先ほど申し上げたようなことを十分肝に銘ずるべきだと思いますし、襟を正してこれにこたえていかなければならないだろうと思います。それにしても町のたった一人の理事者、町長でございますから、こういったことのかじ取りをきちとした上で、「金がなくて、おらほ貧乏で困ったもんだ」という単純な話が伝わっていくものですから、そういったものにきちとした対応をこれからしていただきたいということをお願い申し上げながら、質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） まさに御意見のとおりだと思いますが、ある一つの事業を実施するかしないか、これは非常に大切なことでもあります。その最たるチェック機関といいますが、審議機関は議会であるということであ

りますが、それ以外に、例えば長期的な計画の中で次の年に予定した事業がいかなものであるかということについては、もしかすると宮城県などでも実施している事業評価委員会とか、そういう性格のものを組織しながら、大所高所から見ていかないとなかなか実を結ばないといいますが、効果がないのだろうと。例えば、ある地域から要望が出てきたものと別な地域から出てきた要望のものがあつたときに一体どちらが優先するのか、どちらが大切なのかということ。それぞれの地域の皆さんにとっては、最重要課題なのかかもしれません。しかし、両方を二つ、あるいは三つテーブルにのせたときにどうあるべきなのかということは、私たちは十分審査をし検討しているつもりであります、ともすれば外部の方から見れば、あるいは当事者から見てみれば、いや、うちの方が最優先だったはずだということ

にもなりかねないわけでありまして、これは最終的には判断が分かれるものかもしれません。

住民バスのお話もありましたけれども、これは合併のときの協定項目ではなかったのでありますが、住民の皆さんの足の確保ということで、住民バスというのは前からお約束の一つでございました。それで、今回たまたま宮城交通が10月以降から路線を大幅に縮小し、あるいは廃止をするということになって、いよいよ具体化をしてきたということでございます。町政懇談会等々でも意見をいただきましたけれども、今までの路線バスは決して住民の皆さんのきめ細かな足とはなっていなかった。特に高齢社会にとっての路線バスというのは、ほとんどと言ってもいいほどお役に立っていなかったのではないかと。そのことがもっとも利用を少なくして、いわゆる廃止なりということに追い込まれてしまった。だとすればこれは大変大事なことで、お医者さんに通院をする、あるいは買い物等もあるかもしれない。そういう部分について、あるいは大事なのは通学の子供たちの足の確保ということでも、今回の計画はぜひとも実行しなければならない計画であつたと思います。

ただ、御意見にありました空き店舗ということについて、いろいろ考え方があるんだろうと思いますが、これが宮崎の支所にあつた方がいいのか、センターですから電話でやることでありますから、しかし、現在商店街の活性化なり、空き店舗対策ということで、それからもう一つは徳陽相互銀行跡地がございまして、あのままになっておりましたけれども、あの利活用ということもありまして、たまたまバスの回轉なり駐車ということのスペースを考えて、そして宮崎、小野田の商店街の方々にとってはむしろ逆な方向になつたとお思ひかもしれませんが、住民バスにとっては旧中新田地区から宮崎、小野田方面に来るための足でもあるということを考えるときに、やはり現在考えているところが最適であろうということでお借りをし、契約をしようといつしているところでありまして、御理解をいただきたいと思ひます。

今後の行財政運営については、やはり相当の緊張感を持ちながら議員各位と議論をしながら、そして何でも欲しいということの時代ではないと思ひます。ですけれども先ほどの県道の交通安全施設等々は非常に大事なことでありますから、そういうものについてはやっつけていかなければならない。県のことでありますけれ

ども、一例を挙げますとそういうことでもありますので、現在計画に乗っているものを果たして計画から除外することができるものかどうかということは非常に難しい問題だと思いますが、その時点時点で大いに議論していただいて、今後の進むべき方向をお示しいただければと思います。

以上であります。

議長（米澤秋男君） 以上をもちまして13番佐藤澄男君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。14時30分まで。

午後2時13分 休憩

午後2時30分 再開

議長（米澤秋男君） 休憩を閉じ、再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

通告5番、4番一條 光君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔4番 一條 光君 登壇〕

4番（一條 光君） 通告に従いまして2点、一つは納税の公平性について、二つ目は債権の保全について伺います。

初めに、納税の公平性について。

「すべての国民は、法の下に平等であって、人種や性別、信条、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない。」と憲法14条に規定され、法の下での平等を宣言しています。この原則が租税公平主義への要素となっておりとされています。そして、この公平主義を具体的に実現するために税を担う力に応じた配分が掲げられ、所得、資産、消費等に応じて税を組み合わせることで負担の公平を確保するほか、各種の税制手法、すなわち累進税率、税率格差、控除等を用い、広く国民全体の税負担の公平が図られています。

このような背景のもとに、納税は国民の義務とされながらも現実には税の滞納者が後を絶たず、加美町においても4億円を超える滞納額が存在し、財政運営を左右しかねない状況にあります。滞納額があるということは、きちんと納税している方々の分で滞納者が行政サービスを受け続けることであり、税や使用料の値上げ要因にもなりかねません。

そして、最も懸念することは正直者がばかを見るということで、だんだんと徴収率が下がることではありません。平成18年度当初における加美町の税金、住宅使用料、上下水道料金の滞納繰越額は5億円を超え、看過されるものではありません。これに対し加美町はこの4月から特別徴収対策室を設置し、チームを編成し事に当たっています。予算の中では滞納分の収納率を従来どおりおおむね10%と定めていますが、特別チーム

を編成して事に当たってもこの数値目標は変わらないものなのか。対策室を設置したゆえに新たな収納率目標を定めたと思いますが、その目標とする数値をお示しいただき、これに対する徴収状況を伺います。

また、現年分の徴収とは異なる方法も駆使しなければ成果は上がらないと考えますが、いかなる方法で徴収に当たっているか、これについても伺います。

次に、債権の保全について伺います。

昨年の暮れごろから畜産農家の中におかしな話が出てまいりました。3町が合併し加美町になったら、借りた金は返さなくてもいいんだということでありました。話をたどってみますと家畜導入事業で入れた牛の借入金が、町の権利放棄によって支払い義務がなくなったことへの皮肉を交えた話でありました。この点については決算時における報告にもありませんでしたし、どの部分で表記されているか大分手間どったのでありますが、肉用牛特別導入事業基金の16年度分の増減の中の差額を計算した上でしか判明できない部分でありました。ここで690万円余の債権放棄がなされていたわけであります。法律上、原則して債権の放棄は議会の議決を必要としますが、そのためにはだれが見てもそうせざるを得ないという客観的な事実が背景になければなりません。つまり強制執行をやって回収を図り、それでも支払い能力に欠ける者への債権放棄でなければならないはずであります。

しかし、この件で強制執行に及んだ形跡はなく、強制執行するための保証人等の担保の設定はおろか契約書すらなかったとの話も伝わってまいります。しかも一度に十数名の債権放棄と言われ、放棄する理由は消滅事項の援用ということでありますから、過去10年以上、つまり合併する以前から債権の存在がなきに等しい状態できたものを前回処分したことになるわけであります。この処分に当たった担当部局の職員だけが何とも気の毒であり、別な意味での合併効果なのかもしれません。

さらに、この基金に関しては条例の中で基金総額を定めていますが、この補てん、あるいは総額の改正をしなければならないはずなのにやっていない現実があります。目立たせたくないという心理が働くことは理解できるのでありますが、もしそうでないとするのであれば、その理由を述べていただきたい。

また、基金が町の財源のみならず県の補助金も含まれているのであれば返納する義務も生じていると思いますが、これについても伺います。

以上、述べた点は残念ながら16年度決算認定済みの部分でありますので、事実と異なる部分があれば反論はいただきますが、いずれにしても事務の怠慢、内部牽制のなさ、チェック機能が働いてこなかったことは事実であり、大きく反省しなければなりません。そして、昨年の決算認定から1年を経過する中で具体的にどう反省し、再発防止に役立っているか、責任の所在は明確にしたものなのか、ほかに類似する債権の有無の確認作業を行っているか、以上、伺います。

議長（米澤秋男君） 町長。

〔町長 星 明朗君 登壇〕

町長（星 明朗君） まず第1点、税の公平性についてということでありますが、法のもと平等であるという憲法を引用しての御質問で、大変崇高な質問であると思いますが、御案内のとおり大変滞納額が多くなってございます。現在のところ5億 3,599万何がしかの、使用料も含めて全部でそのような額になっております。これは大変憂慮すべきことであるということで、この4月に徴収対策室を設けて当たらせているわけですが、区域が大分広がったということもありまして、5カ月過ぎた現在で目に見えた効果は前年同様ぐらいの率しか上がってないというのが現実でございまして、半年過ぎようとしているところから叱咤激励をし、それぞれの負担を決めて少なくとも前年度の1.5倍ないし2倍の目標を定めて徴収に当たらせているところでありますので、御理解いただきたいと思っております。

ただ税負担の公平性ということ、確かにそのとおりであります、いわゆる税というものについては、特に所得に関するものについては前年の所得に対して本年課税されるということもあって、中には前年は収入が多かったけれども現在は収入がないという方もいらっしゃるということで、そういう部分についてはお気の毒な面もあるし、分割納入等々についても相談をいたしているところであります。また、使用料の一部であります上下水道の特に水道料金につきましては、相談に応じるということで高額な滞納者については一人一人御案内を差し上げて、何ら意思表示がない場合には給水停止という措置もとるとということで、現在それぞれ旧3町、3地区ごとに御案内を差し上げて、納入計画等々も出していただいて、分割納入をしていただいているところでありますが、過年度分については当該年度分も含めた納入計画でないといとどどんふえていくわけです。現年度分がまた残るとということでありますから、そういう指導もしながら、現在もう少し職員意識も新たにして徴収に当たらせるということにいたしております。

それから、債権の保全についてであります、御質問の趣旨は高齢者肉用牛の貸付制度ということで、これは50年代にスタートいたしました国の家畜導入事業制度のうちの特別導入ということで、60歳以上の高齢者の方々への貸し付けを対象にした基金管理事業であります。合併前、旧3町とも取り組んでおりまして、合併と同時に基金を統合して現在に至っているわけであります。それは御指摘のとおりであります。新町に引き継いだ基金の総額は7,564万 3,109円で、17年度末現在の基金総額が6,874万 2,115円でございまして、その差額については、お話がありましたように16年度決算で不納欠損処分をさせていただいたということであります。いわゆる法的な用語の中での権利放棄というのとは少し違いまして、結果的には放棄ということになるのかもしれませんが、いわゆる欠損処分ということでお認めをいただいたものであります。内容的には昭和57年から平成元年までに貸し付けしていた17件、15名についてであります、貸付期間満了日を過ぎて長期間経過をしている債権であります。合併時で時効年数が10年経過したものの、それが今御指摘ありました690万 2,020円というもので、そのことについて処理をしたものであります。いわゆる権利放棄というの

は自治法上のところでありまして、議会の議決を得なければならないのでありますが、間接的に不納欠損処分ということでお認めをいただいたと理解をさせていただきます。

それで、不納欠損の理由といたしましては、長期にわたってなぜ徴収できなかったのか。その理由について私どもの立場から申し上げますと、この特別導入事業そのものに制度的な問題があったように思います。この制度、開始当初は同等以上の産子返還、いわゆる産んだ子を返還するという制度で運用されておりましたが、なかなか同等以上の子を得ることができないということで運用について欠陥が指摘されて、平成に入ってから購入価格貸付現金返還ということで運用されてまいりました。今回の処分の対象はすべて子をとって返す57年から平成元年当時の貸し付けとなっているものでありまして、子が発育不良だったり、あるいは市場下で生じる評価損、再貸し付けの評価の困難性、あるいは高齢者というのが制度本来の目的でありますので、高齢であったために廃業をやむなくなったもの。あるいは本人が死亡してしまったもの、本町の場合は15名中10名が既に亡くなってしまったということで、加美町でも今年18年の2月に会計検査員の検査をこの制度について受けておりまして、これは会計検査でも指摘をされましたが、その中で会計検査員も認めておりまして、事務整理の範囲を超えた制度的問題であったということで指摘をいただいて、やむを得なかったのかなという意味の評価をいただいて、返還ということにはならなかったようであります。

それで、こういう全国的な流れから、既に国は本年度から家畜導入事業そのものの廃止を一方的に決定してしまいました。表向きは地方6団体の要望であるということではありますが、三位一体改革の税財源移譲の対象事業となっていて、背景には制度的問題があるということでの廃止であります。実は、このことについて栗原の市長から電話がありまして、栗原は既に新年度貸し付けが決定していたということで、それは困るということで農水省の畜産の方に私も要請されて行ってまいりましたが、本町はほぼ機能していなかったことからじくじたる思いで同道したのでありますが、その中には国の返還金ということもございましたので、その部分については何とか免除していただくようにということで意見を申し述べてまいりました。御理解をいただきたいと思えます。

返還等々について県の補助金もありますので、その部分についてはまだ県からの方針が示されていないので、そのことについて町自体の整理というものも今後に残された課題だということでございます。

このような経過を踏まえながらどう対応していくかということではありますが、現在は町の基金を廃止して農協が管理する加美郡牛導入基金の中で高齢者枠を創設するかどうか、あるいは町費のみで継続するかということについても、県の動向とにらみ合わせながら検討しているということでもあります。

それで、債権保全ということについては、本年平成18年度末で10年以上の長期滞納者はありませんが、履行期限を経過している農家の方々は12名で、539万7,400円という金額でございます。分割納入や履行期限の延長の手續等々債権保全の措置を講じているところでもあります。強制執行等々を前提とした督促について

は、3町時代も含めて現在も実施をいたしておりません。それは高齢者対象の事業であるということ。そして、ある意味ではこれまでの畜産振興に携わってきている功労者で、第一線を退いた高齢者であったということもあって、いわゆる強制執行等々は行ってきませんでした。全国的にも例がないと伺っております。それぞれの事由を考慮して、これからの問題としては時効を中断する方策をとりながら債権を確保してまいりたいと思っております。

責任ということについては、やはり指導という立場からすれば、これまでの指導にややゆるい部分があったと思いますが、申し上げましたように事務的な指導の範囲を超えた制度的な問題ということも指摘をされておまして、なかなか困難な事態であったのだらうと思います。今後は高齢者対策事業の検討の中で、畜産振興という立場から制度の見直しをしながら振興を図ってまいりたいと思っております。

以上であります。

議長（米澤秋男君） 4番。

4番（一條 光君） 若干再質問をさせていただきます。

まず、税の徴収、滞納分の徴収に関してでありますけれども、具体的には給水停止という手法を使って料金の徴収に努めているという話でございました。保健福祉課長に伺うことにならうと思っておりますけれども、健康保険税がありますけれども、保険証の交付、従来どおり滞納者といえども交付しようとする考えか。10月が一つの交付時期だと聞いておりますので、この辺の工夫も総合的に調整をしながらやっていって、初めてよりよい徴収につながるのではないかと思いますので、こういったことを含めて話し合いをした上での仕事の進め方をやっているものなのかどうか、この点を確認したいと思います。

それから、特別徴収義務者という方がいるやに伺います。雇用者であって源泉徴収をしている側でありますけれども、もちろん町民税についても委託をしている形になるんだらうと思っておりますけれども、これについては早い話が人様の分をかわって徴収して町に納めなければならない立場の方でありますけれども、こういった方々で滞納者がいるかどうか、その点も確認したいと思います。

それから、いろいろな工夫をしてもなかなか集められない部分、17年度決算においては約3,000万円を超える不納欠損処分がされておりますけれども、不納欠損処分をするに至る手続、公明なものでなくてはならないと思っておりますので、この点についてもお伺いをいたしたいと思います。

それから、債権保全ということで質問を申し上げましたが、不納欠損処分だというとりえ方をしているんだというお話でございました。中身についてはどっちも変わらないんだらうと思っております。ただ会計検査員の指摘の中で産子返還、あるいは産子返還制度そのものに無理があったということは理解できますけれども、もう一つの理由に高齢者だからなかなか債権回収が難しくなったというお話でありました。これ途中で高齢者になったわけではないんでありまして、初めから高齢者に貸し付けるわけですから年代的な認識はあった



はずであります。普通の場合、高齢者は一般の人より早めに亡くなるわけです。そうした場合において担保するものをきちんととっていなかったと。貸付制度そのものが問われるべきであって、今ごろになって高齢者だったから難しかったというのは、理由に当てはまらないのではないかなと思いますし、また、いずれにしましても 690万円の基金が減少しているわけですから、これは厳肅に受けとめなければならないと思います。

そして、条例についてでありますけれども、ちょっと答弁が落ちたような感じがいたしますけれども、制度そのものに無理があったと言いながらも、条例がきちんと制定されている限り基金が変更になったのと同様に条例改正もあわせて行っていくべきではないかなと思いますけれども、この点についてもお伺いをしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（柳川文俊君） お答えします。

間もなく保険証の書きかえ時期を迎えるわけでございますけれども、ことしは昨年と違ましてこれまでの国保税の滞納につきまして実施要綱を作成しました。これは国民健康保険税滞納者に係る措置の実施要綱というものでどういうことかといいますと、これまで保険証の書きかえ時期に税の滞っている人達につきまして、納税相談をしまして税を納付してもらうよう促していたわけですが、なかなか成果が上がらないということから、今回はこういった実施要綱を立ち上げまして、例えば半年間、税を滞納した場合は短期の保険証の交付。短期といいますと6カ月間になるわけですが、あるいは1年、税を滞納した場合は資格証明書の発行。資格証明書というのは、窓口で10割をお支払いいただくと。あるいは1年半以上滞納した場合には保険給付の一時差しとめ。こういった段階的に今年度から実施していこうということになっております。ただ、いきなり保険者に資格証明書の発行ということではなくて、特別の事情がある場合、例えば災害に遭ったとか盗難に遭ったとか、そういった特別の事情を事前にお聞きすると。その次に、そういったことがなくて、さらに滞っている人達について弁明の機会も与えると。さらに滞納が続いた場合は審査会に諮って資格証明書なり短期の保険証の発行なり、そういった手続を踏んでやっていこうということでございます。あくまでも納税の意識を持ってもらうと。決して発行が目的ではございません。とにかく分納でもいいですから納税をしていただくというのが趣旨でございます。

以上でございます。

議長（米澤秋男君） 税務課長。

税務課長（古内公雄君） お答えいたします。

まず一つは、水道の給水停止の件の御質問でございましたが、7月から8月末にかけて町内 101戸に対して給水停止の措置を講じてございます。その間、先ほど町長がお答えしましたとおり給水停止を行って分割

の納付とか、そういうような形をとられている方もございます。

それから、特別徴収義務者の滞納の件ですが、特別徴収義務者というのは法律と条例によって町が指定をして、これに徴収をさせるわけですが、その間現在の滞納の状況については平成12年度から17年度まで17件ございます。金額にして129万3,500円という金額と件数が17年度の末で滞納という形に現在なっております。

それから、不納欠損処分の至るまでの経緯ということでございますが、もちろん督促、催告を行ってやっているわけですが、これは決算審査の段階でも重複するのかなと思いますが、いずれにしても昨年度の3月31日現在で304件、3,124万円ほど不納欠損の処分を行ってございます。これらの内訳についてはプロセスを踏んでいるわけですが、内訳として負債、生活困窮、生活保護、行方不明、死亡、破産、職権削除、事故というような形でございます。

それから、これに関連しますけれども、それならばどういう措置を講じているかということに発展すると思いますけれども、17年の3月31日現在での滞納処分の現況については、不動産の差し押さえ3件、不動産の賃貸料の差し押さえ1件、それから預貯金の差し押さえ1件、それから給与の差し押さえ2件、それから3月の所得税の確定申告に伴ってくる国税の還付金の差し押さえについては61件、トータルで金額にしますと2,600万円ほどの差し押さえを行ってございます。

以上でございます。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） まず、高齢者ということは最初からわかっていたのではないかと、まさにそのとおりでありまして、高齢者に対する制度でありますから当然であります。何年か経過をする中で御病気になるなり、あるいは不幸にしてお亡くなりになって、来年こそはと期待

をしていた中でそういう事態も生じたということの中で答弁を申し上げたものでございます。

もちろんきちっと返していただいた方が大勢いらっしゃるわけで、その部分では不公平になってしまったということもあるのかもしれませんが、ただ、こういう状況の中で普通の債権であれば保証人なり何なりを立ててということなんでありますが、制度の上では保証人制度もなかったやに伺っておりますので、現状としてはそういうことだったということでもあります。

それで、大変申しわけありませんでしたが、類似する債権について答弁漏れがございましたので、今答弁をさせていただきたいと思っております。

平成13年度に加美郡牛導入基金制度創設時に廃止した旧小野田町・宮崎町が単独で実施をしている家畜導入基金があります。一般会計の貸付金収入として回収をしてございます。合併時120頭で4,370万3,000円ほどの債権を引き継いで、平成17年度末現在で14頭、522万1,050円となっております。これらは履行期限

を経過いたしております。平成17年度が最終年度であります。特別導入事業基金と同様に、分割納入や履行期限の手続等により債権保全を講じているというのがございます。

それから、類似する債権であります。旧小野田町分として家畜導入貸付金というのがあります。まして、平成15年、合併時に加美町に引き継がれた債権がございます。トータルで79頭分、2,550万 3,650円。現在まで回収した金額が68頭分、2,128万 2,600円、17年度末で未回収の債権が11頭で422万 1,050円というのが旧小野田町分として残っております。

それから、同様のものとして旧宮崎町分として繁殖牛及び優良乳牛導入貸付金というのがございます。合併時に引き継いだ部分としては41頭で1,819万 9,760円。17年度末までに回収した債権の金額、頭数が38頭で1,719万 9,760円。現在残っておりますのが100万円ちょうどで3頭分となりましょうか……。分割納入中の方が2頭、50万円、その他1頭で50万円ということになっているようでございます。金額的に合うのかどうか……。農林課長から答弁をいたさせます。

また、そのほか家畜ではなくて加美町高額療養費貸付基金というものもあります。いわゆる農業以外のものではありますが、基金が1,000万円でありまして、平成17年度、138件に貸し出しをいたしております。平成18年度、89件、実人員にして38人。

それから高齢者住宅整備貸付基金というのがございます。貸付限度額が202万円、償還期限が10年、2年据え置きということで現在の収入未済額が53万 9,322円、2人分残っております。

そのほかに育英資金貸付基金というのがございます。基金の総額が1億 5,000万円、これは教育委員会が管理をいたしておりますが、貸付状況は18年4月1日現在で214件、1億 7,838万 4,792円の貸し付けで、現在未納額が176万 1,000円、17件分残っております。これらの債権は引き続き回収に努めるという現状でございます。

足りないところは農林課長から説明申し上げます。

議長（米澤秋男君） 農林課長。

農林課長（早坂宏也君） お答えします。

まず、今回の基金の不納欠損処分当たり、条例改正もあわせてやるべきではないかという御質問が一つありましたのでお答えします。

まず、現在加美町の肉用牛特別導入事業基金条例という形の中で、合併時、先ほど町長がお話ししました3町分の基金を統合しましてスタートしています。その基金総額をもって現在条例に制定すると。ただ2項、3項につきましては、先ほどお話ししましたように評価損、あるいは再貸し付けで金額が常時変動するということがございまして、増減については認められているという形でございます。3項で基金総額は減額、あるいは増額後の金額をもって基金総額とするという形で、その都度条例を改正する必要はないという

形の中での基金総額を条例化しているという形でございます。

条例の改正については以上でございます。条例関係につきましては、先ほど来説明してまいりましたとおり国の家畜導入事業そのものが本年4月1日から廃止になったと。補助金につきましては約7,500万円のうち2,500万円が国、2,500万円が県、あるいは町が3分の1を助成してきたというのが旧3町の実態でございます。これらの返還手続が今年度中に国の方から指示があると。県の補助金をどうするかということについて、ここ11月15日ごろまでに回答が正式に来ると。それによって先ほど町長がお話したように十分に高齢者の方々が活用しやすいような制度に、悪いところは改めながら内容を変更したいと考えているところでございます。

それから、類似債権の現在の状況ということで数字が細かくなりますので、平成13年度に色麻町も入った加美郡牛導入基金を創設して、単独事業をすべて廃止にした経過がございます。そのときの旧小野田町、旧宮崎町の繁殖牛、あるいは優良乳牛導入の債権を新町の一般貸付金という形で一般会計事業の中で引き継いでいる債権がございます。数字がかなり細かいので両町の合計金額だけを言わせていただきます。

平成15年の4月1日に新町に引き継いだ債権が120頭で4,370万3,410円となっております。現在まで回収した債権が106頭で3,848万2,360円となっております。それから、現在未の債権が14頭で522万1,050円という形になっております。それで、回収債権につきましては、平成17年度で履行期限がすべて終わっております。ですから現在残っております14頭の522万1,050円につきましては、現在分割納入者が4名いらっしゃいますし、履行延期の手続をとっている方が9名いらっしゃるという形の中で、債権保全措置を講じながら時効の中断措置をとっていきたいという形で回収に努めてまいりたいと思っております。

以上です。